



和歌山市公報

令和6年（2024年）2月15日
第1769号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【規則】

番号		ページ
3	和歌山市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則	2
4	和歌山市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	2
5	和歌山市改良住宅条例施行規則の一部を改正する規則	3
6	和歌山市宅地分譲規則を廃止する規則	3
7	和歌山市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則	3

【告示】

40	公示送達（差押調書（謄本）及び配当計算書）	3
41	地縁による団体の告示された事項の変更の届出	4
42	地縁による団体の認可	4
43	道路区域の変更及び供用開始	4
44	国土調査法の規定による地籍調査の実施	5
45	地縁による団体の告示された事項の変更の届出	5
46	道路区域の変更及び供用開始	5
47	自転車等の移動及び保管	6
48	自転車等の移動及び保管	7
49	放置自転車等の処分	8
50	指定福祉避難所の指定	8
51	公示送達（令和5年度市民税県民税納税通知書）	9
52	市道路線の認定	9
53	道路区域の決定及び供用開始	10
54	市道路線の変更	11
55	道路区域の変更及び供用開始	11
56	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 特定相談支援事業者の指定	12
57	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者の指定	13
58	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者からの事業の廃止の届出	13
59	市議会定例会の招集	13
60	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出	13
61	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出	14
62	介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出	14
63	旧介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の指定を辞退する旨の申出	15
64	介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定、指定居宅介護支援に係る 指定及び指定介護予防サービスに係る指定	15

65 護保険法の規定による指定地域密着型サービスに係る指定	（指導監査課）	15
66 介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定及び指定介護予防サービスに係る指定	（指導監査課）	16
67 公示送達（令和5年度第7期介護保険料督促状）	（介護保険課）	16

【 公 告 】

○ 道路位置の指定	（建築指導課）	16
○ 道路位置の指定	（建築指導課）	17
○ 和歌山市森林整備計画の変更案の縦覧	（農林水産課）	17
○ 開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	17
○ 道路の変更	（建築指導課）	17
○ 道路位置の指定	（建築指導課）	18

【 選挙管理委員会告示 】

5 和歌山市選挙管理委員会の招集	（選挙管理委員会事務局）	19
------------------	--------------	----

【 教育委員会告示 】

2 教育委員会の招集	（教育政策課）	19
------------	---------	----

【 農業委員会公告 】

○ 第8回和歌山市農業委員会総会	（農業委員会事務局）	19
○ 農地利用集積計画	（農業委員会事務局）	20

【 企業局告示 】

3 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者	（企業総務課）	20
4 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者	（企業総務課）	20

【 規 則 】

和歌山市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年2月5日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第3号

和歌山市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成8年規則第62号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号中「（別記様式第1号の2）」の次に「又はその事実を和歌山県知事に宣誓したことを証明する書類」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和6年2月5日揭示済）

和歌山市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年2月5日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第4号

和歌山市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市営住宅条例施行規則（平成9年規則第106号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「（別記様式第1号の2）」の次に「又はその事実を和歌山県知事に宣誓したことを証明する書類」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和6年2月5日揭示済）

和歌山市改良住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年2月5日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第5号

和歌山市改良住宅条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市改良住宅条例施行規則（平成9年規則第109号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「（別記様式第3号の2）」の次に「又はその事実を和歌山県知事に宣誓したことを証明する書類」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和6年2月5日揭示済）

和歌山市宅地分譲規則を廃止する規則を公布する。

令和6年2月5日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第6号

和歌山市宅地分譲規則を廃止する規則

和歌山市宅地分譲規則（平成10年規則第33号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年2月5日揭示済）

和歌山市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年2月15日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第7号

和歌山市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成18年規則第113号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「、同法第66条」を「又は同法第66条」に改め、「又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年2月15日揭示済）

【 告 示 】

和歌山市告示第40号

差押調書（謄本）及び配当計算書を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので和

歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書（謄本）及び配当計算書は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年2月2日

和歌山市長 尾花正啓

（登載省略）

（令和6年2月2日揭示済）

和歌山市告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年2月2日

和歌山市長 尾花正啓

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
和歌山市吉原 自治会	代表者の氏 名及び住所	南 泰治 (住所省略)	仁坂博昭 (住所省略)	令和6年1月20日

（令和6年2月2日揭示済）

和歌山市告示第42号

地縁による団体について地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月2日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 名称 磯の浦ネオポリス自治会
- 2 規約に定める目的

以下に掲げる地域内の共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資する事を目的とする。

- (1) 連合自治会との綿密な関係を維持するための事業
- (2) 環境保全整備と会員相互の健康維持増進を図る事業
- (3) 文化的生活に必要な事業
- (4) 会員相互の親睦を図ると共に、社会人として啓蒙向上に関する事業
- (5) その他、自治会の発展に必要と認められる事業

- 3 区域

和歌山県和歌山市磯の浦245番地3から560番地9まで

- 4 主たる事務所の所在地 和歌山市磯の浦555番地274

- 5 代表者の氏名及び住所 幸野春雄

(住所省略)

- 6 裁判所による代表者の職務執行停止の有無及び職務代行者の選任の有無 なし

- 7 代理人の有無 なし

- 8 解散の有無 全会員の4分の3以上の承諾による総会の議決により解散

- 9 認可年月日 令和6年2月2日

（令和6年2月2日揭示済）

和歌山市告示第43号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和6年2月2日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供す

る。

令和6年2月2日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新別	延長 (m)	幅員 (m)
27-14	布施屋千 旦線	和歌山市布施屋823番2地先 ～ 和歌山市布施屋823番2地先	旧	64.00	5.80 ～ 6.00
			新	64.00	6.00 ～ 6.20
27-52	和佐52 号線	和歌山市布施屋823番2地先 ～ 和歌山市布施屋823番2地先	旧	67.00	3.00 ～ 3.40
			新	67.00	4.10

(令和6年2月2日揭示済)

和歌山市告示第44号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により告示する。

令和6年2月5日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 事業計画が定められた年月日 令和6年1月31日
- 2 調査を実施する者の名称 和歌山市
- 3 調査地域 本脇の一部
磯の浦の一部
- 4 調査期間 令和6年1月31日から令和7年3月31日まで

(令和6年2月5日揭示済)

和歌山市告示第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年2月7日

和歌山市長 尾花正啓

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
境原自治会	代表者の氏 名及び住所	藤井安一 (住所省略)	松尾浩一 (住所省略)	令和6年1月2日

(令和6年2月7日揭示済)

和歌山市告示第46号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和6年2月7日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和6年2月7日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新別	延長 (m)	幅員 (m)
36-23	藤田里線	和歌山市里265番5地先 ～ 和歌山市里270番3地先	旧	22.50	4.80
			新	22.50	6.00
36-31	山口31号線	和歌山市里265番4地先 ～ 和歌山市里265番7地先	旧	17.00	2.60
			新	17.00	4.35
37-60	紀伊60号線	和歌山市北野36番1地先 ～ 和歌山市北野29番52地先	旧	84.90	4.40 ～ 5.40
			新	84.90	6.00
37-60	紀伊60号線	和歌山市北野41番16地先 ～ 和歌山市北野43番6地先	旧	17.60	4.60
			新	17.60	6.00
37-61	紀伊61号線	和歌山市北野29番12地先 ～ 和歌山市北野41番7地先	旧	46.80	2.20 ～ 2.60
			新	46.80	6.00

(令和6年2月7日揭示済)

和歌山市告示第47号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年2月7日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和6年1月19日、同月24日及び同月27日
JR和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和6年1月25日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和6年1月31日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
-----	-------	--------

原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円
-------------------------------	-------	--------

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話435-1082

(令和6年2月7日揭示済)

和歌山市告示第48号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年2月7日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、紀和駅前公園、太田第4公園及び東公園	令和6年1月16日、同月17日、同月25日、同月30日及び同月31日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 印鑑

(4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び(2)にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話435-1082

(令和6年2月7日揭示済)

和歌山市告示第49号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年2月7日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和6年2月8日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年10月17日及び同月28日	令和5年11月8日
JR和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年10月18日	令和5年11月8日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和5年10月16日	令和5年11月8日
和歌山市内一円市道上、無料駐車場及び太田第2公園	令和5年10月17日、同月18日、同月19日、同月23日、同月27日及び同月31日	令和5年11月8日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和6年2月7日揭示済)

和歌山市告示第50号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項及び災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第1条の7の2第2項の規定により、指定福祉避難所を指定したので、災害対策基本法第49条の7第2項において準用する同法第49条の4第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年2月8日

和歌山市長 尾花正啓

名称	所在地	受入対象者	その他市長が必要と認める事項
児童発達支援センター 一通園あるば	和歌山市島橋北ノ丁1-1 5	在園児	

備考 受入対象者の家族等も受入対象とする。

(令和6年2月8日揭示済)

和歌山市告示第51号

納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民税課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年2月9日

和歌山市長 尾花正啓

送達書類の名称 令和5年度 市民税県民税納税通知書
(別紙省略)

(令和6年2月9日揭示済)

和歌山市告示第52号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、和歌山市道の路線を次のように認定する。その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和6年2月9日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起点 終点	備考
16-190	宮前190号線	和歌山市中島 和歌山市中島	
16-191	宮前191号線	和歌山市中島 和歌山市中島	
16-192	宮前192号線	和歌山市手平3丁目 和歌山市手平3丁目	
25-168	岡崎168号線	和歌山市森小手穂 和歌山市森小手穂	
25-169	岡崎169号線	和歌山市森小手穂 和歌山市森小手穂	
35-105	加太105号線	和歌山市加太 和歌山市加太	
36-83	山口83号線	和歌山市里 和歌山市里	
36-84	山口84号線	和歌山市里 和歌山市里	
37-224	紀伊224号線	和歌山市北野 和歌山市北野	
37-225	紀伊225号線	和歌山市北野 和歌山市北野	
37-226	紀伊226号線	和歌山市北野 和歌山市北野	
37-227	紀伊227号線	和歌山市北野 和歌山市北野	
41-223	名草223号線	和歌山市内原 和歌山市内原	

41-224	名草224号線	和歌山市内原 和歌山市内原	
41-225	名草225号線	和歌山市内原 和歌山市内原	

(令和6年2月9日揭示済)

和歌山市告示第53号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように決定し、令和6年2月9日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和6年2月9日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起点 終点	延長 (m)	幅員 (m)
16-190	宮前190号線	和歌山市中島412番6地先 ～ 和歌山市中島412番5地先	46.7	6.00
16-191	宮前191号線	和歌山市中島482番3地先 ～ 和歌山市中島482番8地先	90.6	6.00
25-168	岡崎168号線	和歌山市森小手穂771番8地先 ～ 和歌山市森小手穂771番8地先	46.7	6.00
25-169	岡崎169号線	和歌山市森小手穂771番5地先 ～ 和歌山市森小手穂771番5地先	81.4	6.00
36-83	山口83号線	和歌山市里265番5地先 ～ 和歌山市里265番12地先	83.0	6.00 ～ 7.00
36-84	山口84号線	和歌山市里265番6地先 ～ 和歌山市里265番4地先	37.5	6.00 ～ 7.00
37-224	紀伊224号線	和歌山市北野36番1地先 ～ 和歌山市北野45番2地先	181.8	6.00
37-225	紀伊225号線	和歌山市北野41番17地先 ～ 和歌山市北野43番6地先	43.6	6.00
37-226	紀伊226号線	和歌山市北野36番10地先 ～ 和歌山市北野36番10地先	11.6	6.00
37-227	紀伊227号線	和歌山市北野29番37地先 ～ 和歌山市北野29番39地先	29.9	2.50

41-223	名草223号線	和歌山市内原914番2地先 ～ 和歌山市内原913番5地先	116.0	6.00
41-224	名草224号線	和歌山市内原913番6地先 ～ 和歌山市内原913番7地先	26.9	4.00
41-225	名草225号線	和歌山市内原914番8地先 ～ 和歌山市内原914番9地先	19.1	4.00

(令和6年2月9日揭示済)

和歌山市告示第54号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、和歌山市道の路線を次のように変更する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和6年2月9日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	旧新別	路線名	起点 終点	備考
16-181	旧	宮前181号線	和歌山市中島 和歌山市中島	
	新	宮前181号線	和歌山市中島 和歌山市中島	終点の変更
25-163	旧	岡崎163号線	和歌山市森小手穂 和歌山市森小手穂	
	新	岡崎163号線	和歌山市森小手穂 和歌山市森小手穂	終点の変更
25-164	旧	岡崎164号線	和歌山市森小手穂 和歌山市森小手穂	
	新	岡崎164号線	和歌山市森小手穂 和歌山市森小手穂	終点の変更
26-82	旧	西脇82号線	和歌山市磯の浦 和歌山市磯の浦	
	新	西脇82号線	和歌山市磯の浦 和歌山市磯の浦	終点の変更

(令和6年2月9日揭示済)

和歌山市告示第55号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和6年2月9日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和6年2月9日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	旧新別	路線名	起点 終点	延長 (m)	幅員 (m)
16-1 81	旧	宮前181号線	和歌山市中島439番28地先 和歌山市中島439番25地先	66.1	6.00
	新	宮前181号線	和歌山市中島439番28地先 和歌山市中島412番7地先	92.3	6.00
25-1 63	旧	岡崎163号線	和歌山市森小手穂778番4地先 和歌山市森小手穂773番5地先	61.8	6.00 ～ 7.00
	新	岡崎163号線	和歌山市森小手穂778番4地先 和歌山市森小手穂771番5地先	102.7	6.00 ～ 7.00
25-1 64	旧	岡崎164号線	和歌山市森小手穂773番11地先 和歌山市森小手穂773番12地先	68.5	6.00
	新	岡崎164号線	和歌山市森小手穂773番11地先 和歌山市森小手穂771番7地先	96.0	5.00 ～ 6.00

(令和6年2月9日揭示済)

和歌山市告示第56号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月14日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
30301 23438	アンジュール相談支援事業所	和歌山市 和歌浦南 3-1- 17	計画相談支援	身体障害者、 知的障害者、 精神障害者、 難病等対象者	株式会社 アンジュール	和歌山市和 歌浦南3- 1-17	令和6年2 月1日	令和12 年1月3 1日

(令和6年2月14日揭示済)

和歌山市告示第57号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月14日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
30101 24406	いのうえケアセンター	和歌山市 土佐町2	居宅介護	特定なし	カインド メディケ	和歌山市湊通 丁南4丁目5	令和6年 2月1日	令和12 年1月3

	訪問介護	丁目20 -1			アールフ 株式会社	-3		1日
--	------	------------	--	--	--------------	----	--	----

(令和6年2月14日揭示済)

和歌山市告示第58号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者から同法第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月14日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	廃止年月日
30101 00067	ビンセント 療護園 居 宅介護事業 所	和歌山市 今福3丁 目5番4 1号	居宅介 護、重 度訪問 介護	特定なし	社会福祉 法人 愛 徳園	和歌山市今福 3丁目5番4 1号	平成18 年10月 1日	令和6年 1月31 日

(令和6年2月14日揭示済)

和歌山市告示第59号

和歌山市議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月15日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 期日 令和6年2月22日
- 2 場所 和歌山市議会議場

(令和6年2月15日揭示済)

和歌山市告示第60号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条、第85条及び第115条の10の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30101 11049	医療法人療明会	半羽胃腸病院 和歌山市堀止南ノ丁4 番11号	短期入所療養介護 介護予防短期入所 療養介護	令和6年1月31日
30701 09545	社会福祉法人愛徳 園	マリア苑訪問介護事業 所 和歌山市今福3丁目5 番41号	訪問介護	令和6年1月31日
30101 10116	医療法人橋本病院	医療法人橋本病院 和歌山市堀止南ノ丁4 -31	居宅介護支援	令和6年1月31日
30701 05725	ケアマネジメント 株式会社	ケアセンター神前 和歌山市神前203-	通所介護	令和6年1月31日

		2		
30701 05725	ケアマネジメント 株式会社	ケアセンター神前 和歌山市神前203- 2	訪問介護	令和6年1月31日
30701 12580	デイサービスヒデ 株式会社	居宅介護支援事業所吉 祥 和歌山市瀬原1140	居宅介護支援	令和6年1月31日
30701 08000	一般社団法人和歌 山県接骨師会	和柔整・おぐら整骨院 和歌山市新庄326- 10	居宅介護支援	令和6年1月31日
30701 08075	一般社団法人和歌 山県接骨師会	和柔整・川西接骨院 和歌山市三葛219	居宅介護支援	令和6年1月31日

(令和6年2月15日揭示済)

和歌山市告示第61号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保 険事業 者番号	事業者の名称及び主たる 事務所の所在地並びに代 表者の氏名及び住所	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
307 010 528 7	社会福祉法人喜成会 和歌山市北野128番地 山野雅弘 和歌山市上野276番地	共用型デイサービス紀伊 和歌山市北野117番地 1	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型 通所介護	令和6年1 月31日

(令和6年2月15日揭示済)

和歌山市告示第62号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項第4号の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事 業者番号	事業者の名称又は 氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30701 05717	特定非営利活動法 人コミュニティネ ット	ケアセクション和歌山 和歌山市黒田279-4	予防給付型訪問 サービス	令和6年1月31日
30701 09545	社会福祉法人愛徳 園	マリア苑訪問介護事業所 和歌山市今福3丁目5番 41号	予防給付型訪問 サービス 生活支援型訪問 サービス	令和6年1月31日
30701 05725	ケアマネジメント 株式会社	ケアセンター神前 和歌山市神崎203-2	予防給付型通所 サービス	令和6年1月31日
30701 05725	ケアマネジメント 株式会社	ケアセンター神前 和歌山市神崎203-2	予防給付型訪問 サービス	令和6年1月31日

（令和6年2月15日揭示済）

和歌山市告示第63号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧介護保険法」という。）第113条の規定による指定介護療養型医療施設の指定を辞退する旨の申出があったので、旧介護保険法第115条の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	指定介護療養型医療施設の開設者の名称又は氏名	指定介護療養型医療施設の名称及び所在地	サービスの種類	指定の辞退年月日
30101 11049	医療法人療明会	半羽胃腸病院 和歌山市堀止南ノ丁4番11号	介護療養型 医療施設	令和6年1月31 日

（令和6年2月15日揭示済）

和歌山市告示第64号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定居宅サービスに係る指定、第46条第1項の指定居宅介護支援に係る指定及び第53条第1項本文の指定介護予防サービスに係る指定をしたので、同法第78条、第85条及び第115条の10の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30601 91461	合同会社咲	訪問看護ステーションみどり 和歌山市三葛265-1 セ ジュール三葛2階205号	訪問看護 介護予防訪問看護	令和6年2 月1日
30601 91479	株式会社A t h e n a	訪問看護ステーションえにし 和歌山市吉田681番地 I SSビル3階	訪問看護 介護予防訪問看護	令和6年2 月1日
30701 14693	株式会社桃の香	ケアセンター桃の香 和歌山市善明寺654番地5	居宅介護支援	令和6年2 月1日
30701 14685	合同会社ハミング	Home Care はみんぐ 和歌山市松江東4丁目7番1 1号	訪問介護	令和6年2 月1日
30701 14701	株式会社絆	ケアステーション絆 和歌山市小倉129番地1	訪問介護	令和6年2 月1日

（令和6年2月15日揭示済）

和歌山市告示第65号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文の指定地域密着型サービスに係る指定に係る指定をしたので、同法第78条の11の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30901 01795	株式会社Em i - R o t 和歌山市西高松1丁目5-28 プ レゼンス西高松503号室 吉田政弘	デイサービス えみろっと和 歌山 和歌山市本渡	地域密着型 通所介護	令和6年2月1日

京都府向日市物集女町北ノ口88-800番1
110

(令和6年2月15日揭示済)

和歌山市告示第66号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の第1号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30701 14685	合同会社ハミング	HomeCareはみんぐ 和歌山市松江東4丁目7番1 1号	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和6年2 月1日
30701 14701	株式会社絆	ケアステーション絆 和歌山市小倉129番地1	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和6年2 月1日
30717 01134	有限会社ローレル	デイサービスきのくに 和歌山県紀の川市貴志川町長 原245-1	予防給付型通所サービス	令和6年2 月1日
30901 01795	株式会社Emi-Rot	デイサービスえみろっと和歌 山 和歌山市本渡800番1	予防給付型通所サービス	令和6年2 月1日

(令和6年2月15日揭示済)

和歌山市告示第67号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年2月15日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期別	種別	備考
令和5年度	第7期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和6年2月29日に変更する。

(別紙省略)

(令和6年2月15日揭示済)

【 公 告 】

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和6年2月2日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長

令和6年1月31日 和建指第2752号	和歌山市府中宇御館7 89番1、791番1 の一部	和歌山市美園町4丁目 31番地7 株式会社 M T e s t a t e 代表取締役 田端 裕	6.00m×97.03m 97.03m
------------------------	---------------------------------	---	----------------------------

(令和6年2月2日揭示済)

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。
令和6年2月2日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和6年1月31日 和建指第2747号	和歌山市弘西字若宮1 40番1の一部	和歌山市西仲間町2丁 目5番 有限会社毎日 ホーム 代表取締役 濱野 敦	6.00m×63.92m 63.92m

(令和6年2月2日揭示済)

和歌山市森林整備計画を変更するので、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第7項の規定において準用する同法第6条第1項の規定により公告し、和歌山市森林整備計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、当該森林整備計画の変更案に意見があるときは、縦覧期間満了の日までに、市に理由を付した文書をもって意見を申し出ることができる。

令和6年2月5日

和歌山市長 尾花正啓

1 和歌山市森林整備計画の変更案の縦覧期間

令和6年2月5日から同年2月29日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までの8時30分から17時15分まで

2 和歌山市森林整備計画の変更案の縦覧場所

和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課内 和歌山市七番丁23番地

(令和6年2月5日揭示済)

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和6年2月5日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市森小手穂字東原谷933番の一部、 934番、935番、936番、939番の 一部、940番の一部、水路	和歌山市六十谷35番地10 サイトラスト株式会社 代表取締役 大平完介

(令和6年2月5日揭示済)

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の道路の指定を次のとおり変更したので、公告する。
令和6年2月8日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	指定の年月日	新旧	指定道路の位置	指定道路の幅員及び延長
330031	昭和46年4月1日	新	和歌山市神波71番1の内、71番2の内、72番3の内、72番61の内、島11番3の内、12番3、12番4の内、12番5の内、12番6の内、17番の内、18番の内、19番1の内、19番2の内、20番の内、21番の内、22番の内、23番の内、24番の内、25番の内、26番119の内、26番2の内、26番3の内、26番90の内、26番91の内、26番92の内、26番93の内、26番94の内、26番95の内、26番96の内、8番4の内、神波71番1の先、71番2の先、72番3の先、72番61の先、島11番3の先、12番3の先、12番4の先、12番6の先、17番の先、18番の先、19番1の先、19番2の先、20番の先、21番の先、22番の先、23番の先、24番の先、25番の先、26番119の先、26番2の先、26番3の先、26番90の先、26番91の先、26番92の先、26番93の先、26番94の先、26番95の先、26番96の先、8番4の先	幅員 4.0m 延長 375.67m
		旧	和歌山市神波30番4の内、30番5の内、71番1の内、71番2の内、72番3の内、72番61の内、島11番3の内、12番3、12番4の内、12番5の内、12番6の内、17番の内、18番の内、19番1の内、19番2の内、20番の内、21番の内、22番の内、23番の内、24番の内、25番の内、26番119の内、26番2の内、26番3の内、26番90の内、26番91の内、26番92の内、26番93の内、26番94の内、26番95の内、26番96の内、6番1の内、8番4の内、神波30番4の先、30番5の先、71番1の先、71番2の先、72番3の先、72番61の先、島11番3の先、12番3の先、12番4の先、12番6の先、17番の先、18番の先、19番1の先、19番2の先、20番の先、21番の先、22番の先、23番の先、24番の先、25番の先、26番119の先、26番2の先、26番3の先、26番90の先、26番91の先、26番92の先、26番93の先、26番94の先、26番95の先、26番96の先、6番1の先、8番4の先	幅員 4.0m 延長 401.00m

(令和6年2月8日揭示済)

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。
令和6年2月14日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和6年2月9日 和建指第2746号	和歌山市三葛字樋ノ口431番1	和歌山市太田2丁目8番11号	6.00m × 49.93m

	株式会社幸福建設 代表取締役 吉田梨絵	
--	------------------------	--

49.93m

(令和6年2月14日揭示済)

【 選挙管理委員会告示 】**和歌山市選挙管理委員会告示第5号**

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和6年2月7日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原秀明

- 1 日時 令和6年2月16日（金）午前10時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件
(1) 選挙人名簿から抹消するについて
(2) 在外選挙人名簿に登録するについて

(令和6年2月7日揭示済)

【 教育委員会告示 】**和歌山市教育委員会告示第2号**

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和6年2月5日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形博司

- 1 日時 令和6年2月8日（木）午後1時30分から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所11階 教育委員会室
- 3 事案
(1) 令和6年2月1日付け人事異動について
(2) 令和6年2月議会教育委員会関係の補正予算（案）について
(3) 令和6年2月議会教育委員会関係の当初予算（案）について
(4) 夜間中学の設置について
(5) 工事請負契約の締結について
(6) その他

(令和6年2月5日揭示済)

【 農業委員会公告 】

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和6年2月6日

和歌山市農業委員会
会長 谷河 績

- 1 開催日時
令和6年2月9日 13時00分

2 開催場所

和歌山市農業委員会事務局 会議室

3 審議案件

- (1) 農用地区域除外に係る意見について
- (2) 農地法第2条の農地でない旨の証明願について
- (3) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 農用地利用集積計画について
- (6) 非農地通知について

(令和6年2月6日揭示済)

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づき、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「旧法」という。）第18条第1項の農用地利用集積計画を定めたので、旧法第19条の規定により公告する。

なお、当該農用地利用集積計画を和歌山市農業委員会事務局において縦覧に供する。

令和6年2月9日

和歌山市農業委員会
会長 谷河 績
(令和6年2月9日揭示済)

【 企 業 局 告 示 】

和歌山市企業局告示第3号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第1号の規定により告示する。

令和6年2月9日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
大阪府堺市堺区旭ヶ丘中町3丁目2番6号 株式会社456 代表取締役 西岡正人	株式会社456	大阪府堺市堺区旭ヶ丘中町3丁目2番6号	令和6年1月9日	第641号
大阪府泉佐野市鶴原1丁目4番10号 有限会社中塚設備工業 代表取締役 中塚孝明	有限会社中塚設備工業	大阪府泉佐野市鶴原1丁目4番10号	令和6年1月9日	第642号

(令和6年2月9日揭示済)

和歌山市企業局告示第4号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第2号の規定により告示する。

令和6年2月9日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
大阪府堺市堺区石津町4丁3	株式会社リー	大阪府堺市堺区石津	令和6年1月19	第564

番29 株式会社リーフ給水システム 代表取締役 浦芝直樹	フ給水システム	町4丁3番29	日	号
和歌山県海草郡紀美野町釜滝 11番地4 品川水道工業株式会社 代表取締役 品川宏之	品川水道工業 株式会社	和歌山県海草郡紀美 野町釜滝11番地4	令和6年1月19 日	第574 号
大阪府大阪市浪速区大国2丁 目1-16 株式会社ハウ斯拉ボ 代表取締役 丸山英利	株式会社ハウ 斯拉ボ	大阪府大阪市浪速区 大国2丁目1-16	令和6年1月23 日	第554 号
広島県広島市中区上八丁堀8 番8号第一ウエノヤビル6F 株式会社アクアライン 代表取締役社長 大垣内剛	株式会社アク アライン	広島県広島市中区上 八丁堀8番8号第一 ウエノヤビル6F	令和6年1月29 日	第559 号

(令和6年2月9日揭示済)